

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成28年7月6日（水）午後2時00分～午後4時00分

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者7人

福岡地方裁判所裁判官 田口直樹（第1刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 岡田 常

福岡県弁護士会所属弁護士 木 薮 智 幸

福岡地方裁判所裁判官 岩田 淳 之（第1刑事部判事）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※ 裁判員経験者を「裁判員経験者1」等と表示する。

○司会者

それでは時間になりましたので、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は司会を担当させていただきます福岡地裁第1刑事部の裁判官の田口と申します。よろしくお願いいたします。

今日は、法曹三者からも出席させていただいております。私から紹介させていただきますが、裁判所からは岩田裁判官、それから検察庁から岡田検察官、弁護士会から木薮弁護士に出席をしていただいております。

裁判員経験者意見交換会というのは、まさに裁判員裁判を経験していただいた皆さんから、裁判員を務められての御感想、あるいは御意見などをお伺いして、これから裁判員になり得るであろう国民の皆さんに、実際に裁判員裁判を経験してみてもうどうだったかということ、いろいろと知っていただければという趣旨でこういう意見交換会をやっております。それから、皆さんのその御意見、御感想をよりよい裁判、審理をしていくため、法曹三者の改善のきっかけにさせていただくという趣旨もあわせて持っております。そういうことでございますので、実際皆さんが経験された事件はさまざまだと思いますが、そこで感じられたこと、あるいは御意見などを積極的に忌憚ないところをお聞かせいただいで、今後の参考にさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

最初に大まかな進行について説明をさせていただきます。今ご説明した趣旨で実際に経験していただいた裁判について、いろいろと御感想をいただきたいと思っております。実際の裁判員に選ばれるまでの手続、それから選ばれて実際審理に立ち会っていただいで、評議、裁判の結論を話し合っで判決に至ったという、その流れに沿っていろいろ御意見、御感想を伺っていきたくと思っております。それから、それを一通り伺った後になると思いますが、裁判員裁判に参加しての皆さんの全般的な感想、それまでに触れられなかつた部分に御意見があれば伺って、最後に、これから裁判員になられるであろう方へのメッセージをお伺いしたいと思っております。

その後、報道関係の方も今日傍聴しておられますので、報道関係の方から御質問等があれば、その質問に答えていただく機会を取りたいと思います。

では早速、中身のほうに入らせていただきます。先ほど申し上げたように手続に沿って思い出していただきながら進めていきますが、皆さん、去年とか一昨年のお11月、秋あたりに裁判員の候補者名簿に載りましたという通知が最高裁から届いたと思います。それから、その後実際に、皆さんが参加していただいた裁判の選任手続がありますから裁判所に来てくださいという御連絡を差し上げて、実際お仕事、その他いろんな都合を調整していただいて、選任手続期日、裁判員をやる手続の一つ目、それに来ていただいたんだと思います。そこで、裁判員に選ばれたということになったと思います。そこまでの部分を少し思い出していただいて、御感想それから今後の我々の事務の改善につながるようなところをお聞きしたいと思っています。最初ちょっと、しゃべりなれていただくという趣旨を含めて、1番の方から今までのところで、要するに通知が来てから裁判員に選ばれたというところまでで、何か御感想とか御意見があればお聞かせいただけますでしょうか。

○裁判員経験者1

はい。私、早く選ばれないかなとずっと思っていました。でも、そこにも40人ぐらい確かいらっしゃったと思うんですけど、その中から裁判員が6人、あとお二人、そういうことでしたけど、特に不具合があるとか、そういったことは一切感じなかったです。逆にやるんだったら楽しまないというふうな感じでした。ずっと前向きな気持ちでいました。

以上です。

○司会者

とても積極的に参加していただいて、ありがとうございました。

多分、お仕事とかいろんな調整があったと思うんですけど、その辺で御苦労されたところとか、あるいは裁判所からもうちょっとこういうようなサポートというんですかね、何かあったほうがよかったんじゃないかというようなことはございます

でしょうか。

○裁判員経験者 1

仕事は結構融通のきく仕事だったので。ただ、これは結構、人によって時間の都合がつかないと、裁判員の中でもそういった方がいらっしやったからですね、改善の余地というか、あってもいいのかなと。私個人は全然時間を、2週間強ですかね、結局ありましたけども何の問題もなく、会社もそこは理解をしてくれたので全く問題なかったです。

○司会者

ありがとうございます。非常に理解のある会社で、そちらもありがたいと思います。

続きまして2番の方、同じ質問をさせていただきますがお願いします。

○裁判員経験者 2

はい。一番最初に最高裁から何か来たときには、こんな物が来るんだと。女房から「お父さん、こんな物が来とったよ。何か悪いことしたんね。」と言われて、当たるはずがないと思って中身は全く見ませんでした。6月の呼出状が来るまで、当たるわけがないと思うので全く見ませんでした。なので、あれってちょっと無駄かもしれません。

それから、6月に、9月の14日に裁判所に来てくださいと、その後、もし裁判員になられた場合には、15日から18日までの全日出てきてくださいというのがありまして、実はもし当たった場合には出なければならなくなるので、仕事の調整を前後の週に全部割り振るので非常に苦勞をしました。結果的に、本当は当たったからよかったようなもんなんですけど、もし当たらなかつたら、すごく組織には迷惑をかけたんだろうな、時間の無駄をさせたんだろうなというのが、非常に気になりました。

それから多分、最初に来たやつを読んでいけばそんなことはなかったんですけど、ひょっとしてこれ1週間で終わらなかつたら次の週も呼ばれるんだろうかみ

たいなことを思っていましたので、そうすると本当に仕事が回らなくなって、どうしようかというのが、すごく気になっておりました。なので、私の感想から言わせていただくと、先ほど40人ぐらいからの6人という話がありましたけれども、できたらもう少し人数を絞った中から選んでいただいたほうが、そういう迷惑はかかりにくいというのが感想でございます。

○司会者

選ばれた方ももちろん御負担あるんですけど、調整した上で選ばれなかったということを見ると、なるべく呼出しをさせていただく人数が、周りのこと考えるとなるべく少ないほうがいいんじゃないかということですね。

3番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者3

私は、去年の12月、裁判員をさせていただきました。そのちょうど1年ぐらい前に、来年あなたなるかもしれませんよという通知が来たわけですけども、正直やっぱり驚きました。こんなの来るんだなというのが、第一印象です。その後、中身は見たんですけども、まさか自分がするわけがないと思い込んだので、それはそのまま置いといて、時期は忘れたんですけども選ばれましたよという通知が来て、ちょっと何かドキドキしまして、実際その12月だったかな、選任手続にこちらに伺ったわけなんですけれども、私のときは25人ぐらいの人がいたと記憶しています。そこから抽選で選ばれるということだったんですけど、まさか選ばれないだろうと思ってたんですけども、選ばれてしまったわけで、当然驚いたんですけども、その3回の抽選に当選っていうんですかね、選ばれたので、これはもう何かしなさいってことかなと思ひまして、覚悟を決めて裁判員をさせていただこうと思ひました。私の場合、今、働いておりませんので、時間の調整等は特に問題ありませんでした。

○司会者

ありがとうございました。3回とおっしゃったのは、まず候補者に載ったという

のと、次に実際の事件に呼び出された。最終的に裁判員に選ばれたと、それを数えて3回という。

○裁判員経験者3

「3回ですね。」って言われたのがあって、そうだなっていう。3回クリアしてきたんだっていうのが、ちょっと印象的でした。

○司会者

4番の方、お願いします。

○裁判員経験者4

私も最高裁からの封筒が来たときに、どきっとしまして、私が訴えられたのかなと思いました。それで、その最高裁の封筒が来て、何事もなく10か月ぐらい過ぎたんですね。もう、そろそろ大丈夫だろうと安心しきってた矢先のに1月の末に、裁判員を選ぶ手続をするから出頭してほしいという依頼の封筒が届きました。最初は私も、最高裁の封筒を見たときは、やはりやりたくないというのが本音でした。でも、ひょっとしたらこれは社会勉強でいい勉強になるのかもしれないと。そこで死ぬ前に世の中で一つぐらい役に立つことをしても悪くはないかなと思って、そのときは腹をくくって、もう選ばれてもいいやということで来ました。実際、やっていい勉強にはなったと感じています。

○司会者

ありがとうございます。

お仕事の調整とか、その辺は何か、付け加えございますか。

○裁判員経験者4

私は仕事柄、自営でやってますので仕事はある程度調整はできました。だから、ほかの同僚に迷惑をかけるとか、上司に報告をしなければならないというような、そういう事情はありませんでした。

○司会者

ありがとうございました。

続けて5番の方、よろしく申し上げます。

○裁判員経験者5

通知が来たときは不在届が入ってまして、裁判所からということで、家族のほうも非常に驚いて、心もとなくも郵便局の再配送所に取りに行きました。その封書を直接受け取ったらあれだったんでしょうけど、裁判員に選ばれましたよというのが、ちょっと一言添えてあるだけで少し変わったのかなと。悪いことした記憶もないし、何だろうとは思ったんですが。そこから実際に呼出しというか、抽選だったんですけども、その書面の読み方が甘くて、もう当選したものだと思って仕事の調整をして、結果的にさせてもらってよかったんですが、実際、やはり連日ってということもあって、私自身が営業職ということもあって、なかなかスケジュールの調整ってというのは、お客様が超繁忙期というのもあったので、いろいろと社内には迷惑かけたと思います。会社のほうは、調整してもらうシステムっていうものがあって、社内には迷惑はかけたんですけども、私自身はすごくいい経験になって、今回の意見交換会でそういう意見を述べようと思って参加しました。

○司会者

お仕事されてると、もちろん会社、上司の御理解が大事ですけども、裁判所のほうで、工夫というか少し考えているのは、皆さんそうだと思うんですけど、選任手続、裁判員を選ぶ手続の日と、公判って言うんですけども、審理の裁判のところを別の日にしているほうが多いんじゃないかと思いますが、皆さんが参加された裁判でも実際、多分別の日に選任をして、それから十分な期間があるかどうかわかりませんが、必要であれば仕事の調整などもしていただいて、裁判に臨んでいただくということで組んでいると思うんですが、そのあたりは何か、いい悪いみたいな、あるいは今後こうしたらみたいなことってありますか。

○裁判員経験者5

そうですね。1回抽選というか、呼出しがあつて、その後ずっと公判というところ、その間の空き時間ってというのは正直短いのかなとは思いますが。我々やっぱ一サラ

リーマンとしては正直、大体4か月分ぐらいまではあらかた予定も立てている方も多いという中で、それが逆に2か月後とか3か月、3か月だったらちょっと長いかもしれないんですけども、ある程度もうちょっと、納期じゃないですけど期間はあくほうがいいのかと思います。

○司会者

その辺、もうちょっと、また御意見のある方はお伺いさせていただきたいと思います。

続けて、6番の方、よろしくお願ひいたします。

○裁判員経験者6

郵便で送られてきたときの感動がすごく、やっぱり皆さんがおっしゃるように何か悪いことしたかなというふうな感じは少しありましたけれども、何かやっぱり非日常的なことを経験させていただけるっていう部分が、これは絶対にやってみようかなと思いましたし、やっぱり話せなかったですね、どなたにも。かえって秘密にしておこうかなって。登録された時点では、主人に言ったりして、「おっ」って反応だったんですけど、まさか選任手続で選ばれたという一報を告げたときは、「はあ」っていう感じで驚きでした。すごく「やった」と思ったんですけど。ちょっと秘密にしとこうっていう感じの流れでした。私は。

主婦ですので、何も差し支えなく、滞りなく、とにかくその10日間を一生懸命させていただいたので、よかったです。

○司会者

ありがとうございます。

6番さんは、また後ほどお聞きすると思うんですけど、一番多分この中では裁判の日程が長い、今おっしゃいましたけど、9日間ぐらい審理、評議をやった事件じゃなかったかと思いますが、お仕事されてなくても、日常生活、結構大変な部分がございますでしょうか。

○裁判員経験者6

私の場合はよかったんです。とにかく、6人そろわないといけないということでしたので、とにかく自分の身をここに来させてと。地震があったじゃないですか、あの地震がちょっとものすごく何か危機感があつてですね。ちゃんと伺えるかどうか心配だったんですけど、ちゃんと行けたのでよかったなと思いました。

○司会者

ちょうど熊本の地震があつた時期にやつた裁判ですね。

○裁判員経験者6

そうなんです。2回あつたんですよ、2回。それも土日を挟んでいたので、交通どうかと心配でしたが、よかったです。

○司会者

ありがとうございました。

じゃあ、7番さん、お待たせしました。よろしくお願いします。

○裁判員経験者7

封書が届いたときはやっぱり、皆さんおっしゃったように、「何かやったっけ。」という、もう全く記憶がないので、届いたときに夫と一緒に「何かやったっけ、何もやってないよね。」って3日間ぐらい開けてなくて、もうさすがに4日目ぐらいになったら夫と開けてみようかと言って、じゃんけんで夫に開けてもらいました。そうしたら裁判員に来年1年間当たる可能性がありますよという内容だったので、気持ち的にはそういう可能性があるんだなというふうに、落ちつきはしたんですよ。実際に、4月ぐらいだったかな、5月だ、選任手続に関する封書が届いたときは「あらあ」という感じだったんですよ。でも、もし当たったときに、確かに専業主婦やってるんですが、子供が小学校にまだ行っていて、低学年、中学年ぐらいなので、どうしても当たったときにお留守番とかっていうのもなかなか厳しいし、先ほどおっしゃったように地震がちょっとあつたりもしてたので、もし何か子供一人残してとなると、ちょっとこれはいかなんと思つて、実家のほうの両親に隔日でも来てもらったりとかして、子供を見てもらったりとか、主人に無理強いをして、半

休を取ってもらって、子供の帰ってくる時間に家にいてもらうとかいうことはしたり、あと、友達に預かってもらったりとか、結構そういう根回しは、あらかじめ準備をしていったんで、そこはちょっとスムーズにいったんですけど、やっぱりただ専業主婦で子供がいるっていうだけでも結構大変だったんで、お仕事されてらっしゃる方も、いざとなったときは大変なんだろうなという、ちょっとその辺を考えると、もう少しいい打開策が出てくればいいなというふうに思いましたね。

あとは学校でPTA会をちょっとやってるので、そちらのほうにやっぱり迷惑を。ちょうど運動会だったんですよね、準備が大変だったので、前もって裁判員に当たったら行くからごめんねっていう話をしてたんで、余りそこに関してはもめることもなかったんですが、期間も1週間なんですよね、私の場合は。それよりも、もうちょっと長くやっていたとしたら、ちょっと無理だったかもしれないなというふうに思います。

○司会者

ありがとうございました。

本当に皆さんのお話伺っていると、皆さん御自身もそうですけど、周りの方のいろいろな御協力をいただいた上で、まさに裁判員裁判やらしていただいていると実感して、ほんとにありがたいなと思います。

あと、皆さんの御意見の中で、最初、封筒が来たときに何だろうっていうお話が結構あったんですけど、こちらとしては、結構裁判員の名簿に載りましたとか、いわゆるそういう物ですよっていうのをわかるような形でお伝えして送ってるつもりではあるんですけど、なかなかそんなふうには、もうちょっと工夫の余地がありますですかね。7番さん、どうでしょうか。

○裁判員経験者7

ぱっと見たときに、裁判所っていう文字が目に入っちゃうので、せめて、もうちょっと大きく裁判員裁判の御案内みたいな。御案内があるだけでもいいかなと思います。裁判員裁判って書いてしまうと、やっぱり郵便局の方がこの人当たったんだ

なというふうに思われるから、そこから情報が漏れてしまうこともあるかもしれないですけど、何か一言ちょっとやわらかい言葉があると違うかなと思います。

○司会者

選任、つまり、裁判員に選ばれる場合のところを、一通りお伺いさせていただきました。ほかの方の御意見聞いて、そういえばこうだったなという、ちょっとこの点も付け加えてというのがあれば伺わせていただきたいのですが。

2番さん、お願いします。

○裁判員経験者2

私の場合は月曜日に選任手続があって、火曜日から金曜日までが裁判だったんです。月曜日に選ばれなかった三十何人の方は選ぶまでの間、法廷見学をされて、帰ってよろしいということだったんですが、もしもできれば裁判員裁判についての勉強会みたいなやつでいいので、どうせその日は、もし私が選ばれなかったとすると、裁判員裁判ってこんなものですよというのを、今それを国民にお知らせするためにこういう会をやってるんだとすると、どうせですから、そのうち30分でも1時間でも裁判所の方から講義形式で構わないので、裁判員裁判はこんなものですよ、もし今度当たっても怖くありませんよ、こんなふうにするんですよってというふうなことがあれば、それはありがたかったかなと思います。

それから、実際の裁判に移ってからの話だから、これちょっと違うかもしれませんが、裁判員裁判をやった我々も、前の日に1時間でもいいので研修を受けさせていただければ、あとは楽だったかなという気がいたしました。

○司会者

ありがとうございました。非常に貴重な御意見、参考にさせていただきます。

では、4番の方。

○裁判員経験者4

私は、選ばれたくないと思う人がバツにして、理由を書けばそれで逃れられるのかと思いましたけれども、同じ裁判員6名の中に一度それで仕事が忙しいという理

由で断つたらしいんですね、でも、また来たとおっしゃってました。で、選ばれたと。だから、そう簡単に逃れられないのかなという印象だったんです。

○司会者

多分、今のお話ですと、仕事とか都合がつかなければ無理強いする話じゃありませんので、理由ですね、みんながしょうがない、それはしょうがないねと言われるような理由があれば、辞退というのは認められますので、多分、一旦その方は辞退を認められて、選ばれたときにはそこまでの事情がなくて、今回当たったというふうな、そういう経過だったと思います。

選任に関しては大体、以上でよろしいですか。言い足りないことがあったら、また後で付け加えていただければと思います。

今度は、実際に裁判ですね、審理、評議、そちらを担当していただきましたので、そちらのほうを思い出していただきながら、御感想とかをお聞かせいただきたいと思います。

たまたまですけど、皆さん経験していただいた事件がさまざまですので、最初に皆さんに事件ごとと言いますか、自分が御経験された事件ごとに、ちょっと御感想を伺って、その後に全体的な流れについて、検察官と弁護人に、一般的にやってる手続について感想を伺っていきたいと思っております。

これも順番で1番さんから申しわけないですけど、1番さんは、多分、被告人が被害者を強姦したかどうか、つまり、犯人かどうかというのが争われた事件の裁判を担当していただいたと思います。その事件を担当してみたの御感想、専門家の証人尋問があったんじゃないかと思いますが、何か今の時点で思うところがあれば、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○裁判員経験者1

そうですね。感想としては、7年ぐらい前の事件で、多分、別件で逮捕されて、たまたま犯人が見つかったみたいな裁判で、犯人の容姿なんかも変わってると思うし、じゃあ何が決め手になったかというDNA鑑定だったんですよね。ちょっと

今思い出したんですけど、1日、理科の授業みたいにDNAの勉強をずっとした日があったんですね。あれはあれでDNA鑑定というのはどういうものか、どこまで正確なのか、こういったことを本当に勉強させてもらって、結局それをもとにして1票投じたということなんですけど、非常に裁判長の方、裁判官の方、わかりやすくそこは進めていただいたなど、今ちょっと思い出しました。

○司会者

ありがとうございました。

まさに、DNAが問題になったということで、理科の勉強みたいなことをおっしゃいましたけど、多分、専門家の証人の方が出てこられて、検察官、弁護人なりが質問して証言してもらって、説明してもらってというような審理だったんじゃないかというふうに想像してるんですけど、その辺のやりとりでこうしてほしいとか、こういう点はよかった、悪かったみたいなことってありますか。

○裁判員経験者1

証人尋問で警察の方が結構来られたんですけど質問をしてもやっぱり覚えてないんですね。7年前のことを詳細に覚えてるほうが、ちょっとあれかなと。だから結構、憶測のもとでこうだったと思いますというところで、非常に難しかったなというところですね。じゃあ、何が決め手になるのかというと、物的な証拠のところです。こういった血痕がスカートに付いていてということ。じゃあ、今度はそれがちゃんと保管されていたのかというところの裁判だなと思いがらですね。何にせよ、けどもわかりにくくなかったです。こうこう言ったら、こうなるというふうなことをきちっと裁判長とか裁判官の方から、打合せのときにおっしゃっていただいたので、私は何か難しい裁判だなというふうにあのときもお伝えしたけど、その点結構、わかりやすく進めていただいたなど。そういう感想ですね。

○司会者

ありがとうございました。

今度は2番の方に、また担当していただいた事件について、御感想をいただければ

ばと思うんですが、2番の方は、自転車で通行中の被害者にわいせつな行為をしようとした被告人が、倒したか何かでけがをさせたというような事件でよろしかったですかね。

○裁判員経験者2

今、おっしゃったとおりの強制わいせつ致傷だったんです。私がやっぱり少し気になったのは、裁判官の方も検察官の方も弁護士の方も、起訴事実っていう言葉をよく使われるんですが、どうしても我々一般人からすると事実っていう言葉を聞いた瞬間に、真実って思っちゃうんですよね。やっぱり、そういう法律上の言葉の整理を少し上手にしといていただかないと、起訴事実って聞いて、何かもう真実だというふうにすり込まれちゃう可能性があるんで、その辺は少し気になりました。

それから、私の裁判の場合は致傷なんですけど、実際にはほとんどすりむいたと言っても、例えばうちの子どもがどっかで転んですりむいて、それぐらいだったら私はけがだとは思わないですけど、それをどう認定するかで単なるわいせつ事件なのか傷害事件なのかと全く違うので、その辺どう解釈していいのかなと。裁判員であっても自分が下した判決で、自分だけで下すわけではないんですが、その方が何年という間、刑務所に入ったりするわけですから責任があるので、一体本当にこれでいいのかなというのは、ちょっとその部分わかりにくかったかなという気はいたしました。

○司会者

ありがとうございました。

今、おっしゃっていただいた起訴事実っていうと、事実というのは真実と思っちゃうというような、そういう本当に参考になる御意見をいただいて、ありがとうございました。

3番の方、お願いします。3番の方は、アパートの自分の部屋にお酒か何かをまいて火をつけてしまったという放火事件だったと思うんですが、それについての御感想をお願いします。

○裁判員経験者 3

最初、選任手続、抽選がある前に今回の事案が放火だということを最初に見せていただいて、そのとき正直何か、放火でよかったというのはおかしいんですけど、殺人とかそういう重たい事件でなくてよかったなというのが、第一印象でした。

実際、審理に入って検察官の方がいろいろ起訴に基づいてお話されるんですけども、本当に私の印象なんですけど、ものすごく追及が鋭くて、私正直ちょっと怖くて、よく被告人は泣き出さないうって思うぐらい結構きつい感じで言われてあって、でもこれが普通なのかもしれないと思いながらお話を聞いてました。逆に、弁護人の方が、国選弁護人の方だったけども、私の目から見るとあんまり守る気がないんじゃないですけども、何かちょっとそんな気があんまりないのかなという印象を受けながら、ずっと審理のほうのお話を聞いてました。

ただ、この事案は被告人の方の生い立ちがちょっと不遇なところがありまして、正直、そこにすごい同情してる部分が全体的にありました。

あとは、検察の方がずっと話をされるので、ひたすらメモを取り続けて聞き漏れがないように、その後、評議に入るということだったので聞き漏らさないようにするために一生懸命で、審理は1日だけだったんですけども、すごい疲労が大変だったなということ覚えてます。

○司会者

ありがとうございました。

多分、今のお話からすると、1日で審理を全部終えて、まず、どんなふうに燃えたかみたいなのところを検察官が証拠書類を出してそれを説明して、多分それを踏まえて被告人質問とあって、被告人からいろいろお話を聞いたり。

○裁判員経験者 3

そうですね、被告人も弱々しい感じの方だったんですけども、ちょっと気は強いみたいで、すごい鋭い指摘にも結構強気で返してて、すごいなと思いながら話を聞いてました。かなりちょっときつい感じで話されてました。

○司会者

実際、最後におっしゃった、結構メモを取ったりして、1日で疲れたとおっしゃったじゃないですか。そのあたりで裁判ってこんなもんかなっていうのか、もうちょつとこんなふうにと何かありますか。

○裁判員経験者3

メモを取ってたのは私の性格上のところもあって、裁判員はほかにもいらっしゃいますけど、軽くメモを取ってる方もいらっしゃれば、私みたいに一字一句漏らさず書いとこうっていうのもあるんで、そういうのは人それぞれだと思います。ただ、やっぱり書いてないことを言われたりもするんで、書くっていう作業は、評議をする上でも、聞いて覚えてるつもりでも忘れちゃうんですね。だから書くっていう作業は、裁判員としては必要かなと思います。

○司会者

法廷でのやりとりを自分の頭に入れるっていうために、メモを取っておられると。

○裁判員経験者3

そうですね、はい。忘れないように。

○司会者

そこで、お聞きしたいのは、大変だったということなので、もうちょつと休憩をとか、ゆっくりとか、何か御感想とかお持ちじゃないですか。

○裁判員経験者3

もうちょつと資料のほうに話す言葉を落としてもらったほうがいいのかなど、メモを取る労力も減るのかなと思いますけど。でもそこもやっぱり人それぞれだと思うんですね。聞いて覚える方もいらっしゃれば、私は書くタイプなのでそうしただけという話です。

○司会者

ありがとうございました。

続きまして4番さんですが、これは商売として覚せい剤を密売したという事件だ

ったと思いますが、いかがでしたでしょうか。

○裁判員経験者 4

検察官の方が、起訴事実ですか、いついつ誰それに何グラム売って、幾らの報酬を得たのか、それが延々と続いて、それがもうかなり、ほかの裁判員の感想ですけども、やはり眠たくなるという。今回は被告人はその事実を全て認めていたので、そこで争い、例えば有罪とか無罪とかが争われる事件ではなかったもので、そういう結論が出やすい事件だったとは思いますが。ですから、一つ一つの事実がものすごく多いんですよ。その売った回数というのが割と多かった。その辺がちょっと眠たくなるというような場合があるという。

○司会者

確かに、どうしても同じような話が繰り返し繰り返し出てきて、っていうところですかね。

○裁判員経験者 4

そうですね、はい。もちろん場面場面では、映像ですか、そのときの車をとめて密売人が出てきたところとか、映像も出てきたんですけども、少しそういうものを入れないと、話だけではちょっとやっぱり厳しいのかなと。

○司会者

そうすると例えば、今おっしゃっていただいたように、少し写真っていうんですかね、目で見る情報とか検察官の説明とか、いろいろバラエティもちょっとあったほうがわかりやすいんじゃないかというふうな御意見ですよ。

○裁判員経験者 4

そうですね、はい。わかりやすいし、眠たくなならないような、幾つかそういうものを入れていただければと。

○司会者

ちょっと覚せい剤ということで、あんまりなじみがないのかなとかっていうのを、こちらからはちょっと心配してるところもあるんですけど、その辺は何かあります

か。

○裁判員経験者 4

ちょうどですね、清原が覚せい剤をやって、それがテレビで報道されてた後だったと思います。ですから割とそういうことが行われてる、東京あたりの、特に繁華街とかでは、そういう事件があると一般の人には知られてないけども、あるのかなという印象はありました。

○司会者

ありがとうございました。

5番さんにお伺いしますが、5番さんの経験された事件は、精神科の閉鎖病棟の中で、ほかの入院患者さんを殴ったという裁判だったと思いますが、よろしくお願ひします。

○裁判員経験者 5

初日が、最初顔合わせで、そのときにどういった事件内容かということで、その後審理に入ると思うんですが、審理自体も次の日の午前中までかかったと思うんですね。その途中で我々裁判員として初めて出るというところで、その後の評議っていうのをどういった流れでどういった形に沿って話をするのかっていうのが、やっぱりいまいち見えてこずに、その審理の間はひたすらメモというようなことなんですが、今回終わってみて、皆さんの内容とちょっと違うんですが、そこまでめっちゃめちゃに複雑だとかそういったものではなかったっていうのもあったんで、割と早目に判決というか、出たと思うんですけど、先に審理に入る前に、この事件で評議の流れとしてはこのような形ですので、ポイントポイントでメモを取る重要な部分というか、やはり評議していく中でも、ちょっと長期スパンだと5日間とかになってくるので、ポイントポイントでどういうところをメモしてくださいだったり、どういうふうな流れで評議になるっていうのを、あらかじめ教えてもらえてたほうが、評議としても、もっとみんなで話し合えるようになったかなと思ったのが、まず第一印象です。

事件の内容としては、精神的なものなのか、本当に犯行的なものなのかというところでした。ただやっぱり被告人の方も感情がどうそのときに働いたかっていうところで、やはりもう時間も経ってたものだったので、内容としては簡単そうに見えて、実を言うと中身はもっと複雑だったというところで、私としては、ちょっと難しかったですね。

○司会者

今、おっしゃっていただいたのは、皆さんとしては初めて評議をするから、評議でどんなことを話し合うかというのを審理の段階から教えといてもらったほうが、審理でもどこにポイント置いて聞けばいいかというのはわかりやすいんで、よりよかったというお話ですかね。非常に参考になります。

それから、今もおっしゃっていただきましたけど、まさに病気のせいで犯罪を犯したのか、そうでないのか、専門的に言うと責任能力が多分問題になったんだと思いますが、そのあたりでお医者さんか何か証人尋問したんですかね。

○裁判員経験者5

そうですね、お医者さんの、担当医の方じゃなかったと思うんですけど、その状況を知ってる方の話で、話聞いてもやっぱり病気によるものか、そうじゃないのか、いろいろ過去の事実関係を洗っていく上で、本当にそうだったのか、本当に被告人はどう考えていたのかというのは、当時のときの感情でしかわからないというところで、やっぱり判決っていうところは少し時間かかったと思います。

○司会者

非常に難しい判断をしていただいたんですけども、もう一点だけ5番さんに事件の感想聞かせていただきたいと思います。これは殺人未遂事件ということで、例えば被害者の方の傷とか現場の血痕みたいな、そういうような証拠を場合によっては調べる場合もあったと思うんですけど、そのあたりは何か感じられたところありましたか。

○裁判員経験者5

そうですね。その犯行に使われた凶器も血糊のついたままの物が出てきて、写真はちょっと白黒とかでぼかしているところもあったんですけども、私は特にそれを見て気持ち悪くとかはならなかったんですけども、かなりリアルだったので、ぞっとはしました。

○司会者

写真の白黒とかいうことですが、裁判所からも多分、こういう証拠が出ますとか、あるいは検察官も法廷で説明した上で、それから証拠を見せられたんだと思いますけど、そういうような配慮は一応されてたんですかね。

○裁判員経験者5

先に説明はありましたので、それでちょっと気持ち悪くなったりとか、気分が悪くなったら言ってくださいとかの説明はあったので、大丈夫です。

○司会者

ありがとうございました。

今度は6番さんにお伺いします。6番さんの担当していただいた事件は多分、年末年始ぐらいに6件ぐらいですかね、火をつけるのを連続してやったというような、件数、事件の数も多い大変な事件だったんじゃないかと思うんですけども、そのあたりで何か御感想とか、もちろんほかの点でも結構なんですけど、ございますか。

○裁判員経験者6

素人ですので、全く専門用語とか知識が全くございませんでしたから、自分が裁判員として、じゃあ何をしたらいいのかなって考えたときに、この人はこういうことで事件を起こした、こうこうこんなことで、こうなったんだってことを、まず、自分が聞いてあげる、じゃおかしいですけど、その法廷の中でちょっと傍聴的に聞く、その身になってあげるというか、同情する部分とそれはだめだという部分と、それは判断ができたかなと。質問がある方と言われても何を質問していいのかわからないっていうところがあるので、ちょっとそれは裁判官の方ですとか、促して下さったりしてスムーズに流れていったかと思うんですが、私がやれたのは、その

出会った人がこういう事件を起こしたということに、一人の人間として出会えたんだということで受けとめて、過ごさせていただいたかなというところです。

○司会者

ありがとうございました。

キャッチフレーズ的に申しますと、国民の皆さんのそのままの感覚で参加してくださいということで、実際そのとおり参加していただいたんだと思いますけど、それで実際、裁判員をちゃんと務めていただけたというふうにお伺いすればいいんですかね。

○裁判員経験者 6

引き受けたからには最後まできちんとみんなと話し合っただけで量刑を決めて、新聞紙上とかいろんなものでは表せなかったいろんな細かいことが出てくるじゃないですか。精神的に何があったのかとか、実際じゃあ家族はどうだったのかとかいうの、プライバシーの問題で明かせないところが法廷では聞けたりするじゃないですか。聞いとこうと思って、いろんな糧になるようにと思って、人生経験をさせていただいたような気持ちだったですね。私はそんなふうに臨みました。専門用語とかちょっと予備知識を入れとければ、皆さんのようにまた違った意見が出せたんじゃないかなと思うけど、全くもう、そういうものはなかったからですね、自分のままでいいんだと、個人の意見を出そうと思う気持ちで臨みました。

○司会者

ありがとうございました。

今度は7番さんにお伺いしますが、7番さんの事件は多分、いっぱい事件があって、被告人が侵入窃盗、部屋に入って窃盗を繰り返す中で、女性がいると、その女性に性犯罪をしたというような事件だったというふうにお伺いしてますけど、こちらも事件の数が多くて、大変だったんじゃないかと思いますが、そこを含めて御感想、御意見があればお願いします。

○裁判員経験者 7

9つの事件にプラス、そのときに裁判員裁判には入ってなかったんですけど余罪も実はあったという、余罪も何か何百件ぐらいあったというような犯罪でした。最初の3日間の裁判でいろいろと冒頭陳述とかあったんですが、そのとき検察官の方が、余りにも罪が多過ぎて、まとめきれなくて大変な思いをされてるのをずっと見てて、ただちょっとやっぱり、一方的にと言うとあれですけど、余りにも罪状が多過ぎるがゆえに検察官の方がずっとしゃべってらっしゃってて。

ただ、なかなか一般的に生活してると、この人が犯罪を犯すことがあることについてわからないと思うんです。その中で法廷という場所に立つと、被告人という人と接することで、今まで生きてきた人生観というのが、がらっと変わったんです。こんな普通にいそうな方が、こういうことをするんだという恐怖、ちょっとぐっと身近に感じてしまったというのありました。

あとは、ちょっと罪状が多かったんで、あらかじめ争点がある事件もあったんですが、被告人の方が突然裁判のときに認めてしまって、内容がごろっと変わってしまったとか、ちょっとアクシデント的なことがあったんですが、結構裁判官の方としても、検察官の方にしてもなるべく裁判員の人たちがわかりやすいようにというふうに踏まえた上で説明をしてくださったりとか、裁判を動かしてくださったりしたところあったので、余り難しかったなっていうことは、イメージではなかったです。

あとは評議が3日間ぐらいだったんですけども、評議自体は、結構そのときには裁判員裁判のメンバーの皆さんと裁判官の皆さんがものすごく一致団結というか、仲がよくなってしまって、ディベートのようにずっと話してたんですよね。なので、大変だったというよりも、みんなですごく力を合わせていろいろ考えて意見を出し合えたというところでは、すごく言葉があれですけど楽しかったというところも、いい経験になったなと本当に思います。

○司会者

ありがとうございます。

ちょっと今、おっしゃってましたけど、事件の件数が多いからってというのが一番だと思うんですけど、結構、証拠調べでは検察官が関係者の供述調書っていうんですけども、取り調べでやった内容を書面にまとめたのを延々、延々と言ったら失礼ですね。結構、大変なように朗読されてたという時間もあつたと思うんですけど、そのあたりはもうちょっと情報量として整理してもよかつたんじゃないかとか、あるいはやっぱりあのくらいは必要だとか、何かその辺の御感想おありですか。

○裁判員経験者7

短縮できるものならしたほうがいいのかっていうのは、すごく思うんですけども、被害にあつた方のことを思うとはしよれない部分もあるのかなという気持ちもありますし、ただその後、検察官の方がちゃんといろいろと情報をきちっと時系列にまとめたものとか、いろいろ情報集約を結構わかりやすくまとめた物を出してくださつたので、事件数が多くてパニックになることとかは全然なかつたので、それを先に出してもらってれば、ちょっと楽だつたかなっていうのは思います。

○司会者

ありがとうございました。

裁判の最初の法廷に入ったときに、検察官、弁護人が冒頭陳述っていうんですけども、この事件はどんな事件か、この裁判では何が問題になりますっていうのを、検察官、弁護人が言ったと思うんです。先ほどの5番さんの話じゃないですけど、我々がやることを最初から説明しておいてもらえれば、どこがポイントか聞く上でもわかつたという話がありまして、本来的に冒頭陳述ですね、どこがポイントで何を証拠調べで注目して聞けばいいかっていうのが、わかつてるのが理想形じゃないかというふうに思いますので、一番最初の法廷に入ったときのことを思い出していただいて、その冒頭陳述、その最初の段階で印象に残っているようなこと、それこそあんまり緊張されて残ってないということでも結構ですけど、どなたか思い返してこんなこととかあつたなというような御感想、御意見ありますか。

2番さん、お願いします。

○裁判員経験者 2

すごく印象が強かったのが、私の事件の場合は「強制わいせつ致傷の罪が成立することに争いはありません」という、もうそこは争わないということでやってたんですけど、まず検察側からの説明がパワーポイントとか写真とかたくさん証拠を使って、非常に丁寧にやられたと、すごくわかりやすかったです。逆に、弁護人の方が国選で、確かたくさん案件を抱えてるらしくて、裁判の途中でも何時からやっていいですかみたいなやりとりの中で、ここは拘置所に行ってますとか、そういう話がいろいろ出てたので、弁護人の方が非常にお忙しいふうで、弁護人からはもうほとんど情状みたいな話しか聞けなくて、ちょっとその辺は戸惑いました。とりあえず、推定無罪だということはずっと頭の中に置いておかんといかんということがあったもんですから、検察官の方があれだけ証明をされて、弁護人の方が「争いはありません」と言われて、ところが被告人の方はどうも証言が警察でされたものと、検察官の前でされたものと、裁判になってから言われてることがどうも見ると変遷してるんです。変わってるんです。その辺がやっぱりすごく気になりました。私は推定無罪というのをずっと考えとかんと、やっぱり冤罪が起きるなというのをずっと頭の中に思っていましたからあれですけど、どうも全体の流れの中では推定無罪ですよということが、皆さんに十分伝わっているのかな、どうなのかなっていうのはそういう意味では気になりました。

○司会者

ありがとうございます。2番さんが担当していただいた事件は、いわゆる自白事件ということで、事実自体は争いはなくて、いわゆる量刑ですね。刑をどうするかというのが一番ポイントになる事件だったんですね。

ちょっと話を戻して、一番最初に法廷に入ったときに、まさに量刑がテーマになって、量刑を決める上では検察官としてはこの点をよく注意してほしい、弁護人としてはこの点を注目してほしいというのをおっしゃったんじゃないかと思うんですけど、その辺で御感想とか御意見とかつけ加えることはございますか。

○裁判員経験者 2

もうはっきり言って多分、公判前整理もされておられるし、裁判所としても弁護人の方も検察官の方も量刑だけをここで裁こうと思われてるわけですね。多分きっとそうなんですけど、やっぱり世の中には今まで冤罪事件というのがたくさんあがっていて、まず地裁の入り口の部分で本当にこの人有罪なのかどうかというのを、とりあえず裁判員としても自分自身として納得しない限り、量刑にはいかないぞと、いきたくないと思っていたもんですから、そういう目で見るとちょっと公判前整理がある意味つき過ぎていて、どうも被告人がしゃべってるのを見ると被告人は無罪から強制わいせつ致傷を認めるところまでを含めて揺れ動いてる感じがしたので、そこはちょっと違和感がありました。

○司会者

やっぱり有罪かどうかっていうことは、きっちり自分も得心してというか、当たり前の話ですけど、証拠もきっちりそこはそこで調べた上で、一番ポイントの量刑をとという趣旨ですよ。

それでは、皆さんにこれから裁判員になられる方へのメッセージといたしますか、実際に裁判員裁判を経験されてみて、全般的な御感想、御意見、そういうことを踏まえてこれから裁判員になられる方に向かって、一言ずつお伺いしたいと思います。

これも順番で1番さんのほうから、よろしゅうございますか。

○裁判員経験者 1

皆さんこれを断る方が結構いるというふうに聞いてるんですけども、私は全然その逆の気持ちの立場の人間なので、もう一回やれたら、やるって聞かれて、やるよって言える人間なので参考にならないかもしれないですけども、事件の内容によりますけど、やっぱり経験したほうがいいのか、それはちょっとお勧めしたいなと思います。

○司会者

ありがとうございました。

じゃあ2番さん、お願いします。

○裁判員経験者2

職場でも勧めております、皆さんに。裁判員、ぜひやってくださいということは勧めています。ただ、新しく裁判員される方に言っといたほうがいいかなと思うのは、皆さんカジュアルで来られるんです。服が割と。プライバシーの問題もあるので、できれば目立たん服で来たほうがいいかなということは思います。

○司会者

ありがとうございます。

じゃあ3番さん、お願いします。

○裁判員経験者3

裁判員に選ばれたらですね、私もそうだったんですけども、自分ができるのかとか、人の罪を裁いていいのかとか、その被告人の方の人生を決める決断をするわけなので、すごい不安でした。ただ、やってみた結果、とてもいい経験をさせていただいたと思っています。

裁判は自分だけであるわけではありません。裁判員の方ほかにも複数名いらっしゃって、あと裁判官の方もいて、さっき言われてましたけど、みんなで一致団結して結論を導いていきます。なので、不安になる必要はないかなと思います。こういうふうに国民の権利ではないですけども、こういう機会ってなかなかないと思いますので、もし迷ってる方がいらっしゃったら、怖がらずに、積極的に裁判員していただけたらいいなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

4番さん、お願いします。

○裁判員経験者4

私も積極的に飲み会とか行ったら裁判員を経験しましたよっていうふうに言ってますけども、ほかの知り合いとか友達に「もし、あなたが裁判員に選ばれたらどう

ですか。」という質問を投げかけることがあるんですけども、中には「私は人を裁けるんでしょうか。」というような意見があるんですけども、私の担当した事件の性質もありますけども、私は人を裁いたという思いは毛頭ありません。ある人が悪いことをしたと、その悪いことに対してこの人はどのくらいのペナルティーを与えるべきかという、ただそれを決めてきただけであって、私はとても人を裁いたなんていう感覚は全くありません。

○司会者

ありがとうございます。

5番さん、お願いします。

○裁判員経験者5

やはり我々からすると裁判っていうのは全然、ほとんどの人が関係ないって、本当に参加させてもらうこともすごい未知の世界で、不安はたくさんあると思います。でも今回、私自身が参加することによって、よくニュースや裁判の話、そういったものは今までは正直、テレビでやってても本当に全然、こんな事件があったんだなぐらいで中身までは深くは全然、調べたりとか情報として聞いてもわからない部分が多かったんですが、やはりニュースなどを目にするようになって、裁判というものがどういったものかっていうのをやっぱり自分たちで経験しているので、内容も大体こんな感じでこんな流れだったんだとか、少しずつ興味を持って聞くことができるようになったので、本当に裁判っていうものを人生で経験することってほとんどの人が多分、参加してっていうのがあんまりないと思うので、ぜひ参加してですね、事件だったりとかっていうのも興味を持って見れるようになると思うので、私としては積極的に、仕事の関係もすごい都合つけるの難しいと思うんですけども、参加してほしいなと思います。

○司会者

ありがとうございます。

6番さん、お願いします。

○裁判員経験者 6

ほとんど皆さんがおっしゃってることと同じなんですけど、私の場合は終わってからのことなんですけど、ニュース23、あれで裁判員の方がテレビに出てらっしゃって、死刑が執行されたというニュースを見たんでね。私、放火事件だったんですが、殺人じゃなかったからちょっと「よかった」って内心思ってたんですよ。無事に終わって舞い上がってるうちに終わっちゃって、実際終わってからそのニュースを見たときに、裁判員の方がニュースに出られて、いろいろお話してたんですね。私、どうなんだろうと、そのときちょっと動揺しちゃったんですよ。

だけど、そこは私、自分自身でちゃんと立ち直れたというか、けじめをつけられたから、やっぱり公私混同じゃないけど情が移るかもしれんけど、そうじゃなくて公平でみんなで決める裁判なんかっていうところで、選ばれたらやっぱり参加できるというところに私たちはちゃんと前向きにやっていくということで、素晴らしいと思います。経験できないことをやらせていただけるというのは、これからあるかわからない、裁判官と肩を並べて、一緒に一つのことを共有してお話していくってところが、すごく内容が濃いものでございました。

ありがとうございました。

○司会者

ありがとうございます。

7番の方、お願いします。

○裁判員経験者 7

裁判員裁判で実際に報道とかで取り上げられている内容ってすごく後ろ向きなものしか取り上げられていないんですよ。なので、実際にやらないほうがよかったとか、私はそれでトラウマが残ってるとかそういうニュースばかりを流してて、じゃあ実際よかったという意見を一つも流れてるのを見たことがなかったんですよ。

なので、自分が裁判員裁判にかかったときには、どうしようっていう気持ちがとてもあったんですけども、実際に取り組ませていただいて、裁判官の方も含め

裁判員裁判を行った皆さんと、本当にディベートのような感じで意見をぶつけ合っていて、でもすごく後ろ向きな考えで取り組まれてる方1人もいなくて、その場のお互いの意見を本当にすり合わせながら考えてて、ふだんなかなかできないような経験をすごくできたということは、とても貴重なことだなんていうふうに思いました。

小倉のほうで裁判員の方に声をかけるっていう事案のほうも起こってたんですけど、それは私たちよりちょっと前だったんですかね。帰るときにバスに乗って、乗るときに乗り合わせることもある、裁判を見に来ている傍聴席の方たちとバス停で鉢合わせてしまったとかいう話があったので、そのとき裁判官の方に「あれ、ちょっとどうかならないかな。」というふうな相談をしたら対処の仕方をいろいろ考えてくださって、それで結構対処していただいたんですよ。なので、そういうふうなことを不安に思うのであれば、きちっと裁判官の方とか裁判所の方と相談するということもできることなので、何も怖がることはないかなって思います。

あとは、私自身、子供がいますので、子供にも今回、裁判員裁判っていうのでわかってるかどうかわかんないですけども、こういうふうなことで行ってくるねっていうふうに話をしている中で、いまだにやっぱり裁判員裁判ってどういうものだったとか、子供から質問があるので、多分経験しなかったらそういうことを子供には伝えられてなかったと思うんですよ。なので、子供を含め周りのお母さん方も含め、主人の会社の方とかも含め、いろんな方に前向きに、結構よかったよって言うて変なんですけど、取り組んで実際に経験してみることで、周りに伝えることはいっぱいあると思いました。

○司会者

ありがとうございました。

今までの経験者の皆さんのこういう感想、御意見を踏まえて、あるいは出てない意見でも結構ですけど、法曹三者のほうから質問、あるいはこの点をぜひ経験者の方に趣旨を確かめたいという点があればしていただければと思いますけれども、いかがですか。厳しい追及があったということで、感想のほうを挙げられた検察官の

方、御質問でも御意見でもありますか。

○検察官

私は4月からなんで、先ほど言われた方の怖い、検事が怖いっていうのは前任の方だと思うんですけども、恐らくいろんな事情があって怖くやってる面もあるんでしょうけども、多分、ちゃんと何で検事がこういうふうにやってるのかということ、ちゃんと裁判員が、皆さんが共感できてない状況があったから、そういうふうになってると、怖過ぎると思ったりとかっていう状況もあると思うので、やっぱり最終的にはわかりやすい主張、立証ができたかどうかということについては、検察官としては反省しながら、検察官の訴訟活動と裁判員の意識にギャップがあるならちょっと埋めていかなきゃなというふうには思いました。

あと、先ほどの7番の方の事件ですが、時系列の資料が後から出たっていう話があったんですが、あれは最初の冒頭陳述メモの話ではなくてということでしょうか。

○裁判員経験者7

初日の最初じゃなかったと思うんですよね。最初にいただいていたのは、起訴状っていうのをいただいていた、そこに全て、それが1枚でもあれば違ったかなと思うんですよね。起訴状のみしかなかったので・・・資料が。

○検察官

恐らく初日に全体の時系列をお配りしていて、それで一応全体のこういう時系列でこういう事件が9件起きてますというのはしてたつもりだったんですけど、それがあんまりうまく伝わってなかったということですか。

○裁判員経験者7

そうですね、法廷に行く前に、評議室のほうで起訴状とか見て考える時間があったんですけど、できればそこにそれがあつたらまだわかりやすかったかなと。

○検察官

そこは手続上ちょっと難しい。今のは冒頭陳述よりも前っていうお話ということですよ。

○司会者

検察官が言われているところの資料は、それは法廷に行ってからしか検察官が言えないという仕組みになってるので、事前にくださいってというのはちょっと裁判の仕組み上できないことになってます。むしろ今の検察官の御質問の続きでお伺いしたいのは、最初に法廷に行ったときに検察官が配った資料の内容で何か感想とかです。ね、ちょっと注文とかあれば今後の参考にさせていただければ。

よろしいですか。

弁護士さんのほうでございませうか。

○弁護士

どうしても検察官に比べて弁護士の場合、数多くの人間が裁判員裁判担当することになるので、誰が担当するかによって、大分、技術面であったり、あるいは他の部分についてもちょっとやっぱり差が出てくるというのはどうしてもあってですね、そこは何とか弁護士会内でも名簿を絞ったりとか、研修を行ったりしてるのが実情です。この間、裁判所で行っているアンケートによる統計において、裁判員裁判での主張、立証がわかりやすかったかということに関し、なかなか福岡県における裁判員裁判の弁護人側の主張・立証にしてもわかりやすかった感じが余り出てこない。どちらかというとながティブなものが増えていくという現状があって、もちろんそれも含めてわかりやすい裁判をどんなふうに進めるかということで、公判前っていうところをかなり充実させていて、争点を絞り込んで、これとこれとこれについて考えてみましょうみたいなことにすることが通例かと思うんですが、先ほどの2番さんの御意見では、余りそこまで絞り過ぎるよりも、もう少し事件の全体像に関して充実した審理ができるかという御意見もありましたが、その辺は裁判員の方々っていうのは、どうなんだろう、ある程度、料理されたものについて、この点について御意見どうですかというふうな形で聞いてこられるのと、あるいはそういうどここの問題かということに関してもある程度自分たちで少し判断したいとか。

○裁判員経験者2

裁判の途中でもあったんですけど、弁護人さんから幾つか出てきてそれを証拠として採用するかしないかというのを、裁判長が「いや、これは証拠として採用しません。」というふうにおっしゃいました。多分、公判前の整理の中で検察官から出てきた証拠だとか、弁護人さんから出てきた証拠がかなり整理されて、これは見せない、これは出さないというのがあるんだろうと思うんですが、余りにもそれがきれいにいっちゃうと、私の事件の場合は全く争いがありません、もう量刑だけですよという感じできちやったもんですから、それはところが実際に被告人の話を聞いてみると、被告人は揺れ動いてるようだったので、そこまでやられてしまうとちょっと裁判員としては、これで本当に出していいのかなという不安が残ったという感じはしました。

○司会者

ほかの皆さん、いかがでしょうか。

2番の方のお話もありましたように、やっぱり裁判員の皆さんにやっていただくことは有罪かどうかということ、有罪であればやったことに見合う刑はどうするかですので、そこについてやっぱりポイントがどこかというのを踏まえた上できちとした証拠ですよ。御自身が得心して、納得して、やっぱり有罪か無罪、それからそれを踏まえた刑を判断されたりというところですかね。

○裁判員経験者2

もちろん、最終的には得心したからこそ判決まで至っておりますから、大きな問題があったとは思っていません。

それともう一つ、実は犯罪を犯された方が懲役何年過ごされて出てこられて、その後社会に復帰してこられるわけですから、その辺は私どもはトータルで見たいと思ってるんですよ。だから3年がどうで、4年がどうで、5年がどうだっというのは、最終的にはそういうふうに決めますけど、そこでどう変わって社会に出て来られて、後で納税者になっていただくかというところまで、トータルで見たいので、そういう部分がもう少しほしいなという気はしました。

○司会者

よろしいですか。今のは大変弁護人の方で非常に参考になるかと思われませんが。

○弁護士

恐らく、統計的にそれが多いですよみたいなちょっと矮小化された議論になっている部分もないことはないのかなと思いました。

○司会者

きょうは報道関係の方にもいろいろと傍聴していただいております。そちらからも御質問の機会、時間をとりたいと思います。

○毎日新聞

幹事社のほうから、皆さん方に一点だけ代表質問ということで質問させていただきます。先ほど、裁判員経験者7番の方からお話がありましたけれども、先日、小倉支部のほうで暴力団関係者の裁判員裁判の際に、裁判員を務められていた方に対して、声かけがなされたという事案がありました。その事案に関しまして、同様に裁判員を務められて身の危険を感じたりとか、もしくは不安を感じた、あとは、今回の事件を通じて裁判員経験者としての感想があればお一人ずつお話を聞かせていただければと思います。

まずは、経験者1番の方、よろしいでしょうか。

○裁判員経験者1

私個人の意見としては、今、金融関係の仕事をしてるんですけども、銀行・保険・証券、今暴力団に対しては、すごく毅然とした態度で臨んでると思います。まず、暴力団であれば保険の加入はできませんし、口座も開設できませんし、世間でそういう流れの中で私もそういうところに身を置いておりますので、本心をいうと、暴力団の事件だからといって、前聞いたのは、そういうのは裁判員裁判にならないって裁判長から聞いてたんですけど、今回、小倉のはなっているのは何でかなという、ちょっと疑問はあるんですけども、私個人としては、そこを逃げるっていうのは的確かどうか知らないですけども、裁判員裁判で通常どおりの手続で進めていっ

ていいんじゃないかな。そのかわり、やっぱり身の危険等々感じられる方もいらっしやるので、そこはやりたくないって言えばやりたくないっていうふうにしたり、もしくはマジックミラーを立てるなり、防護策って言うんですかね、防御策って言うんですかね。やっぱりそこはちょっと考えていかないといけないんじゃないかなと思いました。

○毎日新聞

ありがとうございました。

2番の方、お願いします。

○裁判員経験者2

担当の判事さんがおっしゃいましたけれども、裁判員はみんな好きな格好で来ていただいて結構ですと。かなりカジュアルな格好で来られてる方もおられました。私、実はふだん職場では必ずスーツを着ておりますので、Tシャツだとかジーンズで外歩いたときに、私だと認識しない人が非常に多いんです。多分、人の認識というのは着てる服だとか、いろんなことを含めて認識をしているので、法服を着させてくださいというつもりはさらさらないので、全員同じ制服っていうかジャケットでも何でも構わんですけれど、そういうことは今後、考えていただいたほうがいいのかなということを当時も申し上げましたし、今回の事件を受けて、それをやっていただけたら大変ありがたいなと思います。洗濯をして返せば、例えば1着1万円で仕入れてきて、洗濯代が1,000円かかっても大した金額にはならんのかという気はしております。

それから、実際に裁判の判決の日に、結構目の鋭い方が座っておられて、ちょっと威圧感があったかなという気はいたしました。なので、裁判員が法によって守られているということは始めのときにも御説明を受けましたけれども、やっぱり今回のようなことが起きている以上、そういう簡単なところからでも何か防護策を考えていただければありがたいと思います。

○毎日新聞

ありがとうございます。

3番の方，お願いします

○裁判員経験者3

私自身は特に身の危険とかは，放火という事案だったのでありませんでした。

小倉の件に関しては，ちょっと驚きました。もし，自分がそういう暴力団関係の事案に携わったら，そういうことも起きてたかもしれないなど，ちょっと恐怖は抱きました。やはり，裁判員は一般人ですので，今回のケースがありましたので，やはり何らかの守る手だてというのは今後，考えていただいたほうがいいのかなと思います。前に板を立てるとか，いわゆる制服というかみんな同じような格好するとか，個人として識別できないような形にさせていただくとか，そういうことは必要なのかなと改めて思っています。

○毎日新聞

ありがとうございます。

4番の方，お願いします。

○裁判員経験者4

裁判の間に休憩，休みがあるんですけども，そこでは自由に外に出てもいいし，裁判所の中の食堂に行ってもいいというふうに言われてました。それで，私は部屋の中にずっといましたけども，中には裁判所の中の食堂に行ったら，容疑者の親族だろうとおっしゃってましたけども，目が合ったと。鉢合わせしたんかどうとかその辺までお伺いしませんけども，そういうことがあったと。それからたばこを吸いに行ったときに，やっぱり容疑者の親族だろうという人がいたと。何となくばつが悪かったということをおっしゃってました。それで，ちょっとこの辺は脇が甘いんじゃないかなとは私は思います。やっぱり，そういう接触をされないような方策をやっぱり，前もって考えておいたほうがいいんじゃないでしょうか。今回のそういう小倉の事案があるんで。

それと私は，こういう容疑者の親族なり関係者が接触してきた場合，裁判にそれ

が与える影響を多分、接触した側は判決なりを、要するに量刑なりを軽くしると、当然そういうことを要求するんでしょうけども、逆に裁判員の中では、むしろこういう接触したようなそういうのがあったから、重い判決を出す場合だってありうるわけです。ですから、要するに裁判そのものに影響を与えるんで、やっぱりそういうのは極力排除するためには、やっぱり接触する機会をそもそも設けない、そういう機会をできるだけ減らす。防護策とともに、缶詰という言葉がいいかどうかわかりませんが、そのようなことをしていただいたほうが、より安全性は高まると私は思います。

○毎日新聞

ありがとうございます。

5番の方、お願いします。

○裁判員経験者5

今まで話したこととほんと一緒で、私自身も今回担当させてもらった事件に関して言えば、そういった気持ちは全然なかったんですが、こういった今回、小倉の事件を目の前にしまして、やはり本当言われている防護策、私は本当に極端な話すれば、どの事件のどの方に対しても、やっぱり評議の前に審理のときに立つときは、法廷でやっぱ目隠しがあつたほうがいいんじゃないかと、今回の事件を通して思いました。

○毎日新聞

ありがとうございます。

6番の方、お願いします。

○裁判員経験者6

同じような意見です。一緒です。だけどやっぱり不安になるので。何かきのうはニュースでやってたんですよね。何か対策がということで、速やかに対策されているからよいかと思いました。出てよかったと思います。そういう事例がいろんなことで対処できるので、こういう想定は、こういうこともあるだろうということで、

想定外、想定内いろいろあると思うんですけども、やっぱりいろいろ話し合っ出て出して、解決策を出せばいいと思います。

○毎日新聞

ありがとうございます。

7番の方、お願いします。

○裁判員経験者7

ほとんど意見は皆さんと同じなのであれなんですけど、やっぱり実際に被告人の関係者の方とバスでちょっと乗り合わせてしまったとかいう方もいたんですが、とても怖かった、何をされるわけではないけれども、そういう殺人事件ではなかったけれども、やっぱり怖かったと。なので、なるべくはそういうふうに、そういう対策は取っていただけたほうが今後、受けられる方も受けやすくなるのかなというふうには思います。

○毎日新聞

ありがとうございました。

幹事社からは以上です。

○西日本新聞

西日本新聞です。今日はありがとうございます。

今に関連して、2番さんの方に、皆さん同じジャケットとか服を法廷で着ると。そうして終わったら脱いで帰れば、服であの人声かけようとかできないんで、有効じゃないかという趣旨のお考えということですね。

○裁判員経験者2

要はついたてを立ててまでやるようなのは、ちょっと行き過ぎかもしれんなど。今になっては少し違うかもしれませんが。例えば我々、警察官の方とか消防士の方とか自衛官とか見て、警察官とは思うんですけど、警察官の何さんとはなかなかふだんそういうふうには思わないので、せっかくきょうは2番さんです、当時は6番さんだったんですけど、せっかく2番さんとか6番さんというようにやってる

んだったら、少しでも認識がしにくくなるように同じ服をみんな着たほうがいいのかとそういう感覚を当時から持っていました。

○西日本新聞

御自身が裁判員をされて、そのときにも担当の職業裁判官の方にお話をされたことがあるということですか。

○裁判員経験者 2

はい、そうです。

○西日本新聞

5番さんの目隠しがあったほうがというのは、法廷で皆さんがお座りになっているところ、皆さんが見えないように目隠しをするというようなイメージですか。

○裁判員経験者 5

そうですね。そのほうが安心感で言えば、あっちに対しては見えない、被告人にも見えないし、マスコミ関係者、傍聴の方にも見えないんで、私としてはそっちのほうが安心してできるのかなと。声はとおっても、声だけでこの人がどの裁判員として認識が特に難しいと思うので。

○西日本新聞

そうすると皆さんから被告人が見えないとかということじゃなくて。

○裁判員経験者 5

こっちからは見えてるような感じです。

○西日本新聞

2番さんが公判前整理手続のことをちょっとおっしゃったのは、印象としては公判前整理手続で整理され過ぎているという印象をお持ちだという理解でよろしいですか。

○裁判員経験者 2

少なくとも私が担当させていただいた事件に関しては、もう量刑だけを問うことになっておりましたので、それはちょっと整理し過ぎかなという気はしました。被

告人が全く最初から最後まで貫徹してそう言ってるんだったらよかったんですけど、被告人が多少動いてたものですから。ただ、実際には私，法廷で被告人に直接「これでいいんですか。」って聞きまして、「そうだ。」と被告人が答えましたので、有罪だという心象は受けました。

○TNC

1 番の方が，早く選ばれないかなと思っていたというのが，なぜそう思われてたのかというところについて，お伺いしたいんです。

○裁判員経験者 1

そうですね。大学のころ，英語のサークルでディベートもやっておりましたし，もともとそういうのに興味があったとか。一度どういうものか経験してみたかったというところですね。まず，気持ち的のところですね。特に深い意味はなかったんですけど。

○TNC

どうもありがとうございました。

以 上